

登園許可・証明書

ののみち保育園

園児名 _____

年 月 日

月 日より登園を許可します

医療機関名 _____

※診断名に○をお願いします。

医師名 _____

○	病名	登園の目安	○	病名	登園の目安
	インフルエンザ	発熱後 5 日間かつ解熱後 3 日を経過するまで		腸管出血性大腸菌感染症 (O-157 等)	症状が始まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し 2 回の検便で陰性が確認されたら
	百日咳	特有の咳が消滅し 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで		感染性ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス等)	嘔吐下痢等の症状が治まり普段の食事が摂れ、医師が登園可能と認めた時
	麻疹 (はしか)	発疹に伴う発熱が解熱し 3 日を経過し元気が良い時		ウイルス性肝炎	肝機能が正常であること
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが発覚した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になった時		マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治り、元気であれば登園可能
	風疹 (三日ばしか)	発疹が消失した時		細気管支炎 (RSウイルス感染症)	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態が良い事
	水痘 (水ぼうそう)	全ての発疹が痂皮 (かさぶた) になった時		ヘルペス性菌口内炎 (単純ヘルペス感染症)	症状が改善し、医師が登園可能と認めた時
	咽頭結膜熱(プール熱等)	解熱し、主要症状が消失した後 2 日を経過するまで		とびひ (伝染性膿火痂疹・皮膚科膿症)	他人への感染の恐れがないと医師が認めた時
	結核	感染の恐れがなくなったと認められた時		水いぼ (伝染性軟属腫)	他人への感染の恐れがないと医師が認めた時
	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失した時		りんご病(伝染性紅斑)	元気で、医師が登園可能と認めた時(※治癒証明書不要)
	急性出血性結膜炎	感染の恐れがなくなったと認められた時		手足口病	元気で、医師が登園可能と認めた時(※治癒証明書不要)
	ヘルパンギーナ	解熱し、食事也十分できて元気になった時		突発性発疹	主な症状が消失し、医師が登園可能と認めた時(※治癒証明書不要)
	溶連菌感染症	解熱し、有効治療を始めて抗菌薬内服後 2 日以上経過するまで		その他	

※注意事項

※上記の病気は子どもたちの間で流行しやすいので、「感染力」がなくなる事が当園の目安です。感染症にかかった時は、本人が園での生活を無理なく送れるよう充分回復している事が大切です。病気になった時は無理をせずしっかり治しましょう。